

● 1 水源の原水

- (1) 水源の水質は、原則として上水道水を使用すること。
- (2) 消防用設備の機器、配管等に著しい腐食などの影響を及ぼさないものであること。
- (3) 空調用蓄熱水槽等を水源として使用する場合は、次によること。
  - ア 水温は 40℃以下であること。
  - イ 他の使用機器の使用によって影響を受けることなく必要な水量が常時確保されていること。

● 2 水源の共有

- (1) 複数の消防用設備等と水源を共有する場合は、それぞれの消防用設備等に規定する水量を合算した量以上とすること。★
- (2) 同一敷地内において、管理権原が同一である2以上の防火対象物、又は令第8条の基準で別棟扱いとなる防火対象物において、水源を共有する場合は、当該棟ごとに必要とされる水量のうち最大となる水量以上とすることができる。☆

◇(2)令和7年1月1日改訂

- (3) 消防用水を他の消防用設備等の水源と併用することは使用方法が異なることなどから併用しないこと。ただし、消防用水と他の消防用設備等に必要水量がそれぞれ影響を受けない十分な量が確保されている場合はこの限りでない。

◇平成21年10月一部改訂

◇平成26年1月1日一部改訂

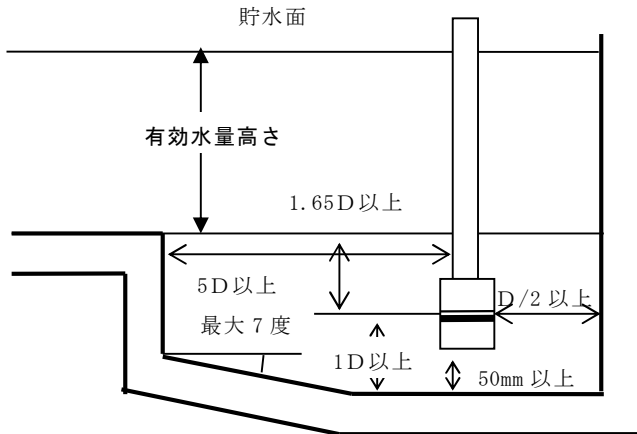
◇(3)平成27年1月1日追加

● 3 有効水源量の算定

- (1) 水源よりも高い位置にあるポンプ方式の場合は、次図によること。☆

サクシヨンピットがある場合

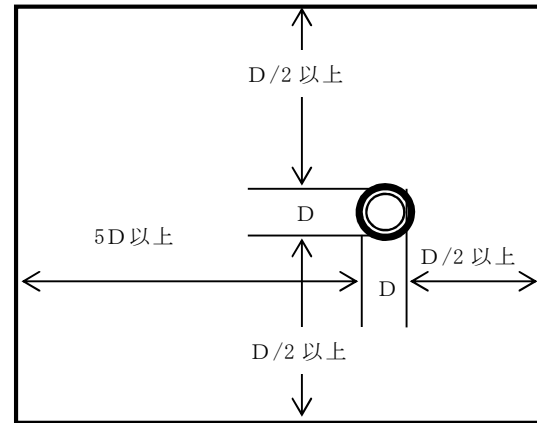
(断面)



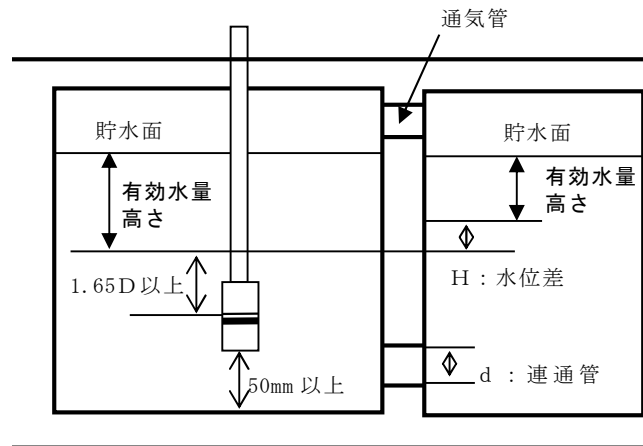
※ 凡例 (次図以降共通)

- : フート弁上部シート面
- D : 吸水管内径

(平面)



ピットの無い場合及び複数の水槽で構成する場合

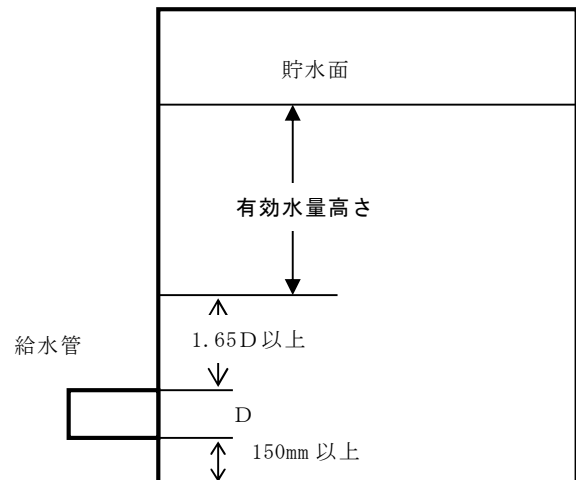


$$H = \left( \frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2$$

H : 水位差 (m)  
 Q : 連通管の流量 (立方m/s)  
 A : 連通管の断面積 (㎡)

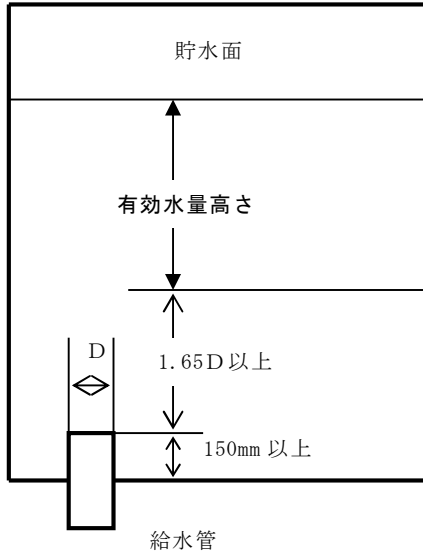
- (2) 水源よりも低い位置にあるポンプ方式及び高架水槽方式の場合は、次図によること。☆

側面から給水するもの

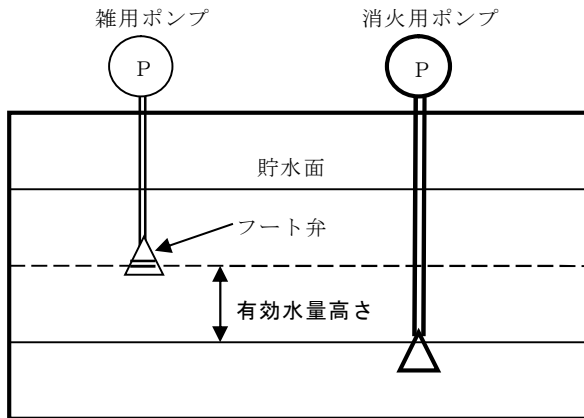


◇ 水源

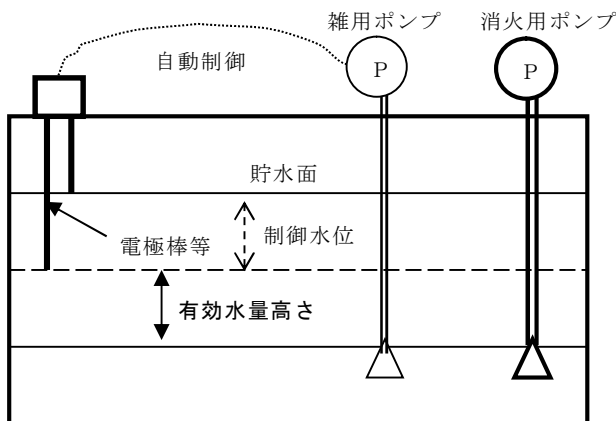
底面から給水するもの



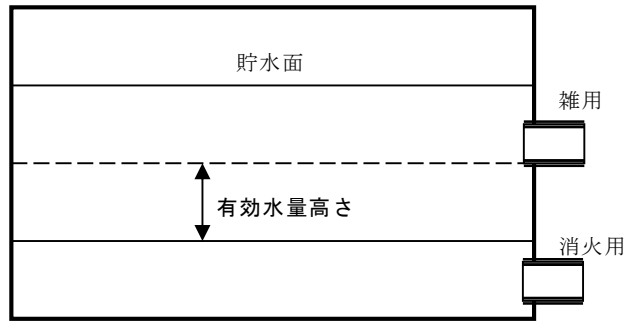
(3) 雑用水と水源を共有する場合は、次によること。  
ア 雑用ポンプの給水面を高位に設けるもの ☆



イ 雑用ポンプを電極棒、フロートスイッチ等により自動制御するもの ☆



ウ 高架水槽式で雑用水の給水口を高位に設けるもの ☆



◇(3)平成 16 年 7 月 1 日追加  
(4) 加圧送水装置以降の配管を乾式とする場合は、その配管部分の全てを充水する水量も加えて必要であること。 ☆ ◇(4)平成 25 年 1 月 1 日追加

● 4 水源水槽の構造

高架水槽方式及び圧力水槽方式による加圧送水装置以外の水源水槽の構造等は、次によること。

- (1) 地盤又は建築物の躯体等に強固に固定する等充分耐震措置がされていること。 ★
- (2) 耐火構造の水槽は、防火モルタル等による十分な止水処理がされていること。
- (3) 鋼板製の水槽によるものは、有効な防食処理がされていること。 ☆
- (4) FRP製の水槽によるものは、次のいずれかによる場合に限り設置できるものであること。

ア 地中に埋設するもの ☆

イ ◇加圧送水装置●1の「加圧送水装置の設置場所」に設置するもの ☆

ウ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するもので、隣接する建築物又は工作物並びに当該水槽が設置された建築物等の開口部から 3m以上の距離を有して（隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を有効に設置してある場合は、この限りでない。）設置するもので、当該水槽の周囲 3mの範囲に可燃物、車両等及び火気使用設備がないもの ☆

- (5) 防虫網をつけた通気管を設けること。
- (6) 水槽を複数又は仕切って使用する場合は、前記(5)の通気管を水槽ごとに設けること。ただし、水面上に水槽間を接続又は貫通する通気管を設けた場合は、この限りでない。

● 5 給水

- (1) 呼び径 25A以上の配管で自動給水とすること。
- (2) 水道局等からの給水方法により、やむを得ず手で給水する場合は、常時人のいる場所に減水警報及び満水の表示ができるよう措置をすること。